

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 2 年 3 月 3 日

下呂市長 服部 秀洋

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

羽根地区

（羽根）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 2 年 3 月 3 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

5 経営体数

法人 経営体数 1

個人 経営体数 4

集落営農（任意組織）

4. 対象地区の課題

別添のとおり

5. 対象地区内における中心経営体への農地集約化に関する方針

別添のとおり

6. 5 の方針を実現させるために必要取り組みに関する方針（地域農業の将来のあり方）

別添のとおり

人・農地プラン

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新年月日
下呂市	旧萩原町羽根	R2.3.3	H31.3.3

1.対象地区の現状

人・農地プランの対象農地の面積		41.9ha			
意向把握方法	農地台帳(権利設定済農地)	38.7ha	92%		
	アンケート	回答あり	.0ha	実施率 0%	回答率 -
		回答なし	.0ha		
	アンケート未実施	3.2ha	8%		
①担い手が耕作する農地面積		38.7ha	92%	92%	
②(非担い手の)中心経営体が耕作する農地面積		.0ha	0%		
③貸出希望の農地面積		.0ha	0%		
④「耕作者年齢59歳以下」又は「後継者あり」農地面積		.0ha	0%		
⑤「耕作者年齢60歳以上後継者なし」農地面積		.0ha	0%		
⑥「耕作者年齢70歳以上後継者なし」農地面積		.0ha	0%		
⑦「耕作者年齢80歳以上後継者なし」農地面積		.0ha	0%		
⑧「転用したい」又は「耕作しない(できない)」農地面積		.0ha	0%		
⑨意向が確認できていない農地面積		3.2ha	8%		

2.対象地区の課題

- ・大区画化が困難なプラン対象農地を遊休化させない。
- ・公道、農道の法面の維持管理について、多面的機能支払い交付金を活用し、農地所有者の協力体制を構築する。

3.対象地区内における中心経営体への農地集約化に関する方針

農地中間管理機構を通じた農地の集積は、ほぼ完了している。

4.3の方針を実現させるために必要な取り組みに関する方針

- ・多面的機能支払交付金に関わる組織及び、農事改良組合等の地域における十分な話し合いのもと、当該地域の中心経営体である農事組合法人 羽根ファームを中心とした持続可能な地域づくりを目指す。
- ・先進農業地等の視察研修を実施するなど、これからの農村、農業改革や農業と地域社会との連携についてのビジョンを共有する。

5.地区内の中心経営体

属性	経営体(氏名)	年齢	構成員(従業員)	後継者	経営規模			農業を営む範囲
					経営内容(作目)	経営面積 ^a	頭数(ほか)	
羽根-1 認農	熊崎 光夫	54	2	-	肉用牛、飼料作物、水稻	107	89頭	羽根
羽根-2 認農法集	(農)南ひだ羽根ファーム(都竹 盛夫)	65	17	○	水稻	3773		羽根
羽根-3 認農	富永 幸樹	57	1	-	トマト	26		羽根
羽根-4 認農	宮入 健二	54	2	-	トマト	40		羽根
羽根-5 認就	松井 穂波	26	1	-	乳用牛	-	5頭	羽根

【記載上の注意】

※ 「属性」には、認定農業者は「認農」、法人は「法」、集落営農は「集」、認定新規就農者は「認就」と記載します。
 ※ 「経営体(氏名)」には、法人経営、集落営農など組織経営体の場合は、その組織経営体の名称を記載し、括弧書きで組織経営体の代表者名を記載します。

6.貸出希望の農地の筆数および面積

m²

地区名	田		畑		計
	筆数	面積	筆数	面積	面積
合計					